

# 子育てサポート企業の皆様へ 不妊治療と仕事との両立支援のお取組みのご案内

～令和4年4月より企業認定制度も創設されました～

## なぜ、両立支援が必要なのでしょう

現在、近年、夫婦約5.5組に1組が不妊治療の検査や治療を経験する増加傾向にあります。2019年に日本では60,598人が生殖補助医療により誕生しており、これは全出生児（865,239人）の7.0%で、約14.3人に1人の割合になります。

一方、不妊治療を経験した方のうち約16%（女性の場合は23%）が、不妊治療と仕事を両立できずに離職しています。両立に困難を感じる理由には、通院回数の多さ、精神面での負担の大きさ、通院と仕事の日程調整の難しさがあります。

両立をする上で会社等への希望としては、休暇制度や柔軟な働き方等各種制度の導入が多く挙げられる一方、「有給休暇等、現状ある制度を取りやすい環境づくり」や「上司・同僚の理解を深める研修」等も一定程度ニーズが見られます。

労働者の中には、治療を受けていることを職場に知られたくない方もいます。

職場内では、不妊治療についての認識があまり浸透していないこともあります。

企業における不妊治療と仕事との両立を支援する取組は、離職の防止、社員の安心感やモチベーションの向上、新たな人材を引き付けることなどにつながり、企業にとっても大きなメリットがあります。

企業の皆様におかれましては、厚生労働省の企業の取組を支援する各種ツール、企業認定制度、助成金制度をご活用いただき、是非お取組みをご検討ください。

くろみんプラスマーク



次世代育成支援対策推進法に基づき一般事業主行動計画に盛り込むことが望ましい事項として、「不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施」が行動計画策定指針に追加されています。（令和3年2月告示、4月適用）

## 企業の皆様の両立支援の取組を支援するツール

令和4年3月30日、厚生労働省作成の「不妊治療と仕事との両立を支援するツール3点」が改訂されました。

### ■「不妊治療と受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル」

企業の皆様向けの制度導入マニュアルです。不妊治療の現状、両立支援制度導入の手順やポイント、制度導入企業の具体的事例（20社）等が掲載されています。

### ■「不妊治療と仕事との両立サポートハンドブック」

労働者の皆様向けに、不妊治療の内容や職場での配慮のポイントを紹介しています。

### ■「不妊治療連絡カード」

治療を受ける労働者が、職場において必要な配慮事項等を企業の人事労務担当者に伝えるためのカードです。任意の様式ですが、治療及び通院の時間が確保できるよう、主治医等が記載・発行する証明書となります。

厚生労働省HPからダウンロードできます（アドレスは頁下QRコード参照）。



## 両立支援の取組の導入ステップ「不妊治療と受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル」より

### ●ステップ1 取組方針の明確化、取組体制の整備

不妊治療と仕事との両立に関し企業として推進する方針を企業トップが示し、講じている休暇制度・両立支援制度とともに社内に周知します。取組体制の整備については、取組を主導する部門や担当者等を決定します。

### ●ステップ2 社員の不妊治療と仕事との両立に関する実態把握

社員の理解度やニーズ等の現状を把握するには、チェックリスト、アンケートの活用、社員からのヒアリング、労働組合等と意見交換を行う等の方法があります。

### ●ステップ3 制度の設計・取組の決定

不妊治療に特化した制度だけではなく、社員のニーズに応じて柔軟に働ける制度を用意する方法もあります。

### ●ステップ4 運用（制度の周知と意識啓発）

不妊治療と仕事との両立を支援するという企業トップの方針やメッセージを伝えるとともに、制度についての情報を全社員へ周知することが必要です。併せて相談窓口を設置し、周知しておくこと、相談対応の際はプライバシーの保護に十分配慮することも必要です。

### ●ステップ5 取組実績の確認、見直し

取組実施後は、一定の期間が経過した後に、取組実績を確認し、評価や見直しを行うといったプロセスが必要です。



※マニュアル、休暇制度等就業規則の規定例、企業トップによる方針の周知例、研修動画（無料）等は、厚生労働省ホームページ「不妊治療と仕事との両立」に掲載しています。

アドレス[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_14408.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14408.html)

「不妊治療と仕事との両立」  
QRコード





※休暇制度等、就業規則への規定例、企業トップによる方針の周知例、認定基準、助成金制度は、厚生労働省HP「不妊治療と仕事との両立」に掲載しています。 [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_14408.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14408.html)

## <多目的な休暇制度の規定例> (企業独自の休暇の取得事由に不妊治療を含める場合)

(ファミリーサポート休暇)

第〇条 会社は社員が次の各号のいずれかの事由により休暇を請求したときは、年〇日を限度に休暇(以下「ファミリーサポート休暇」という。)を与える。

- ① 配偶者の出産(出産当日前後各4週間以内)
- ② 家族の看護(配偶者及び2親等以内の者。ただし、小学校就学前の子を除く。)
- ③ 家族の疾病予防又は検診(配偶者及び2親等以内の者。ただし、小学校就学前の子を除く。)
- ④ 子の学校行事への参加(保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及びこれに準ずる学校)
- ⑤ 不妊治療

2 前項の休暇の合計日数のうち、〇日は出勤扱いとする。



※厚生労働省HPでは、時間・半日単位の年次有給休暇制度、失効年次有給休暇の積立制度、所定外労働の制限、時差出勤制度、フレックスタイム制、短時間勤務制度、テレワークの規定例についても掲載されています。

## <企業トップ方針周知例>

### 不妊治療と仕事との両立について

不妊治療を受ける夫婦、カップルが増加し、働きながら不妊治療を受ける方は増加傾向にあると考えられます。我が社においても、社内アンケートや自己申告などを通して、不妊治療と仕事との両立をサポートしてほしいとの要望があることを把握しました。

以前より、子育て、家族の介護や看護、社員本人のリフレッシュのための休暇制度の導入など、働きやすい環境整備を進めてきたところです。これまでの取組の一環として、今般、不妊治療と仕事との両立を図る休暇制度を導入するとともに、従来からある短時間勤務制度を不妊治療にも利用できることにしました。

我が社としては、社員の方の様々な事情に配慮し、仕事との両立が可能な働きやすい環境整備、職場風土づくりに取り組んでいきたいと考えています。

不妊治療については、会社でオープンにしたいと考えている方も少なくありません。社員の皆さまにおかれては、治療を行っている社員のプライバシーの保護への配慮をお願いします。また、不妊治療と仕事との両立に関してハラスメントが起こることがないように留意いただくとともに、上司、同僚や後輩が不妊治療を行いながら仕事をしていることを把握された場合には、暖かいサポートをお願いします。



## くるみん企業の「プラス」認定制度の創設(令和4年4月新設)

「くるみん」等認定を受けた企業が、不妊治療と仕事との両立にも積極的に取り組み、一定の認定基準を満たした場合に、3種類のくるみにそれぞれ「プラス」認定を追加するものです。

### 不妊治療と仕事との両立に関する認定基準(各くるみんで基準は共通)

(1) 次の①及び②の制度を設けていること

- ① 不妊治療のための休暇制度
- ② 不妊治療のために利用することができる半日単位・時間単位の年次有給休暇、所定外労働の制限、時差出勤、フレックスタイム制、短時間勤務、テレワークのうちいずれかの制度

(2) 不妊治療と仕事との両立に関する方針を示し、講じている措置の内容とともに社内に周知。

(3) 不妊治療と仕事との両立に関する労働者の理解を促進するための取組の実施。

(4) 不妊治療を受ける労働者からの不妊治療と仕事との両立に関する相談に応じる担当者の選任・社内周知。

くるみんマークは、次世代育成支援対策推進法に基づき、「子育てサポート企業」として労働局長の認定を受けた企業が表示できるマークです。男性、女性とも育児休業等を取得し、小学校前の子どもを育てるための柔軟な働き方ができ、法定時間外労働が少なく、ワークライフバランスの取組を行っている企業が認定されています。

認定を受けるとマークを商品や広告等に使用することができ、子育てサポート企業、不妊治療と仕事との両立に取り組む企業であることのアピールや企業イメージ向上等につながることが期待できます。認定を目指したお取組みを是非お願いします。



プラチナくるみんプラス



くるみんプラス



トライくるみんプラス

## 両立支援の取組を行う中小企業の皆様への労働局の助成金制度

### ●両立支援等助成金(不妊治療両立支援コース)【令和3年度創設】

不妊治療と仕事との両立に資する職場環境整備に取り組み、不妊治療のために利用可能な休暇制度や両立支援制度を労働者に利用させた場合(A環境整備、休暇の取得等:28.5万円、B:長期休暇の加算28.5万円)

### ●働き方改革推進支援助成金(労働時間短縮・年休促進支援コース)

不妊治療等のために利用できる特別休暇制度を導入した場合(支給額:上限50万円(対象経費の4分の3))